

# 日本専門医機構による新専門医制度に於ける 形成外科領域専門医更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度に於ける形成外科領域専門医（以降「機構認定専門医」と略す）の更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講、④学術業績等の証明をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の措置については、日本形成外科学会専門医生涯教育細則に基づき更新の留保申請を行うことができます。また、形成外科領域の技術の蓄積や経験の継承を円滑に進めるために、3回以上更新された専門医に関しては、次回の更新時より②の診療実績の証明を免除します。

以下に新制度における専門医更新基準について記載します。これらの記載にしたがって、別紙に示す形成外科領域専門医更新申請書一式（様式1～8）を作成の上、日本形成外科学会に提出してください。日本形成外科学会専門医生涯教育委員会において提出書類を審議の上、領域専門医更新の有資格者を日本専門医機構に報告いたします。ただし、この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

## 更新基準

### ① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」（様式2）として提出してください。勤務形態については、直近1年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

### ② 診療実績の証明（必須）

5年間の診療実績の報告として、形成外科診療実績記録（様式3）を提出してください。また、その間に経験した症例の中から以下のAとB合わせて100症例を記載して提出ください。AのみあるいはBのみでも可とします。3回以上更新された専門医については本項目（様式4～様式5）の提出を免除とします。

#### A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を手術症例一覧表（様式4）に記載して提出してください。

#### B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5年間に診療した症例について、症例一覧表（様式5）に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、を記載して提出してください。

上記の各項目については、下記の③の i) の更新単位として算定します。

### ③ 更新単位 50 単位（必須）

機構認定専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)~iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得を求めます。

| 項 目                | 取得単位                                   |
|--------------------|----------------------------------------|
| i) 診療実績の証明（上記②に該当） | 10 単位（3 回以上更新者は免除）                     |
| ii) 専門医共通講習        | 最小 3 単位、最大 10 単位<br>（このうち 3 単位は必修講習）   |
| iii) 形成外科領域講習      | 最小 15 単位、最大 31 単位                      |
| iv) 学術業績・診療以外の活動実績 | 最小 6 単位、最大 15 単位<br>（学術集会参加実績は 6 単位まで） |

#### i) 診療実績の証明（10 単位）

②の診療実績の証明で提出されたものをそのまま 10 単位として算定します。すなわち 10 症例の記録提出を 1 単位と算定します。単位集計表（様式 1-2）に記載してください。なお、3 回以上更新者は診療実績の 10 単位が付与されますので、これを含めて合計 50 単位の取得となります。

#### ii) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの（2018 年 3 月 31 日までの開催分に限る。2018 年 4 月 1 日以降は専門医機構より承認を受けた分に限る）、または各領域で正式に認められた講習会（例：各領域の学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会など）とします。

1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位、2 時間以上の講習は 2 単位と算定します。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について共通講習の講習単位 2 単位を付与します。

なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

専門医共通講習の受講実績記録（様式 6-1）に講習名や項目名などの必要事項を記入し、日本形成外科学会で認定している専門医共通講習については、専門医共通講習受講証明書貼付台紙（様式 6-2）に受講証明書を貼って A 4 用紙にコピー

一したものを提出してください。または、会員マイページから『受講記録出力』をダウンロードし、プリントアウトしたものを提出してください。

専門医共通講習として単位となる講習の種類を以下に示します。

a. 日本形成外科学会で正式に認められた共通講習：日本形成外科学会で発行されたもの

b. 日本専門医機構 e-ラーニング：日本専門医機構専門医共通講習 e-ラーニングは、専門医共通講習の単位取得ができます。ご利用には、専門医共通講習 e-ラーニングシステムへの登録が必要となります。操作等は日本専門医機構までお問い合わせください。

URL: <https://jmsb.or.jp/senmoni/#an11>

c. 医師会が主催する共通講習：主催医師会名の明記されているもの。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取り扱いは、日本医師会が発出する実施要綱に従ってください。

d. その他団体が主催する共通講習：主催団体名、講習名の明記されているもの（2018年4月よ

り下記講習が承認）

・日本医療機能評価機構（地域フォーラム、全体フォーラム）：医療安全講習

・臨床試験医師養成協議会：医療倫理講習

e. 他の基本領域で認定されている共通講習等：単位認定した基本領域名の明記されているもの

f. 専門研修施設群（学会の認定研修施設および教育関連施設を含む）が開催する共通講習：

・2018年4月1日以降に開催された講習…日本専門医機構の承認があることが分かるもの

（単位付与には日本専門医機構の承認が必要。施設の講習主催者にご確認ください）

・2018年3月31日以前に開催された講習…開催後主催者が発行した証明書

（開催前申請は不要。証明書には、講習内容、日時、施設公印を要する）

これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位を良く確認の上、前述の単位集計表（様式1-2）にも記載してください。

以下は専門医共通講習に該当する内容となります。

- ・ 医療安全講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 感染対策講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・ 医療倫理講習会（必修項目：5年間に1単位以上）  
※臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む
- ・ 医療制度と法律
- ・ 地域医療

- ・ 医療福祉制度
- ・ 医療経済（保険医療などに関するものを含む）
- ・ 臨床研究/臨床試験
- ・ 両立支援（治療と仕事）
- ・ その他（2017年度以前に行った指導医講習会は共通講習として認められる。2018年からは「形成外科領域講習」を含む）

iii) 形成外科領域講習（最小 15 単位、最大 31 単位。全体から他の項目で取得した単位を差し引いた分を、領域講習受講によって取得することになります。）

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会、形成外科のサブスペシャリティ学会等において開催され、受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し、受講証明書（受講者控え）を保存しておく必要があります。形成外科領域講習の受講実績記録（様式 7-1~7-2）に講習名や項目名などの必要事項を記入し、形成外科領域講習受講証明書貼付台紙（様式 7-3）に受講証明書を貼って A 4 用紙にコピーしたものを提出してください。または、会員マイページから『受講記録出力』をダウンロードし、プリントアウトしたものを提出してください。

なお、前述の学術集会で開催された指導医講習は、2018年4月1日開催のものから形成外科領域講習として算定されます。

ii)の専門医共通講習と同様、1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが、共催のセミナーについては、開催に先立って専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

2017年度より、学会が受講として適切であると認定した場合は、ワークショップやシンポジウムなどの聴講も単位に含めることができます。この場合の認定単位は1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位を付与します。

これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、前述の単位集計表（様式 1-2）にも記載してください。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小 6 単位、最大 15 単位）

算定可能な単位については、資格更新のための学術業績基準一覧表(参照資料 1-1 および 1-2)で確認してください。

(A) 学術集会出席

学術集会(地方会を含む)への参加実績は5年間で最大6単位まで付与します。

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会           | 3 単位 |
| 各地区の形成外科学会学術集会                   | 2 単位 |
| 形成外科のサブスペシャリティ学会、国際学会等として認定された学会 | 2 単位 |
| その他形成外科学会に認定された学会および研究会          | 1 単位 |

形成外科領域学術業績等記録（様式 8-1~8-2）に必要事項を記入し、形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙（様式 8-3）にそれぞれの参加証明書（自著のある）を台紙に貼ってA4用紙にコピーし、提出してください。なお、領収証は、参加証としては認められません。

(B) 学術集会発表、司会・座長

単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表、司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページの写しを添えて提出してください。

(C) 論文

形成外科領域に関する査読をうけた学術論文について、筆頭著者は2単位、共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され、日本形成外科学会の認定を受けているものに限ります。論文の写しまたは別刷りを添えて提出してください。

このほかに、下記の(D)~(H)においても単位が付与されます。

(D) 日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果の写しを添えて提出してください。

(E) 専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年度につき1単位を付与します。委員としての委嘱状のコピーを提出してください。

(F) 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位（上限回数制限なし）算定します。

(G) 校医を1年以上務めた場合、2単位（5年間で上限2単位）算定します。

(H) 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合1年度につき下記単位を付与します。日本医療安全調査機構より認定証が発行されますので、それを証明書とします。

- ・委員長として報告書作成 3 単位
- ・委員として調査委員会へ参加 2 単位
- ・報告書査読等、調査へ協力 1 単位

学術業績等に関する単位は最大15単位まで認定されますが、これらの単位については、他の項目の最大単位も良く確認の上、前述の単位集計表（様式1-2）にも記載してください。

なお、下記の団体に勤務している場合、診療実績および学術業績・診療以外の活動実績において、その団体での業務が業績として認められる場合があります

す。個別に委員会に申請してください。

- 1) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
- 2) 日本医療研究開発機構 (AMED)
- 3) 厚生労働省地方厚生局 指導医療官
- 4) 厚生労働省医系技官
- 5) 国立感染症研究所
- 6) 外務省医務官

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い)

旧制度で研修中の専攻医の方々は、先ずは学会専門医として認定される必要があります。学会認定医を取得後5年を経た段階で機構専門医更新の対象となります。

#### 地域医療確保への配慮について

地域医療確保への観点から、地域で活躍している現場の医療に過剰な負担の無いように、日本専門医機構による「新整備指針における『専門医の更新』に関する補足説明」に沿った柔軟な専門医更新を行います。